



幌延町税等収納対策推進本部より

町税、公営住宅料、保育料、水道料、下水道料、介護保険料の **納め忘れはありませんか？**

納め忘れの方は是非担当係へご相談下さい。

■住民税申告相談のご案内

月/日	曜日	時間	対象地区	会場
2月18日	金曜日	10:00~16:00	問寒別地区全域	問寒別公民館
2月19日	土曜日			
2月20日	日曜日	9:00~16:00	幌延市街全域	幌延町役場 大会議室
2月21日	月曜日			
2月22日	火曜日			
2月23日	水曜日	9:00~16:00	幌延地区農家全域	幌延町役場 大会議室
2月24日	木曜日			

※当日都合の悪い方は、お近くの相談会場又は相談日以外の日に、幌延町役場税務係までおいで下さい。

確定申告をしなければならない方

1. 事業所得、不動産所得や譲渡所得などがある方
2. 給与所得以外に所得がある人や、2カ所以上から給与を受けている方

申告の相談においでの際は、次のものを持参ください

1. 印鑑
2. 平成16年中の収入を明らかにするもの（源泉徴収票など）
3. 生命保険料及び損害保険料の支払証明書
4. 医療費等の支払領収書
5. 障害者のいる方は障害者手帳
6. 国民年金及び国民健康保険料の支払領収書

給与所得者で、確定申告すれば源泉徴収税が還付される方については、既に幌延町役場にて受付をしております

例えば

- 医療費の自己負担（通院費も含む）が10万円又は所得の5%を超える方（事前に病院毎に集計してきてください）
- 住宅ローンを利用して新築や中古住宅を購入された方又は、増改築をされた方で一定の要件に該当する方（申告に必要な添付書類等については税務係まで問合せ下さい）

台風により住宅や家財に被害を受け、雑損控除の適用を受けられる方は、その修理や復旧にかかった領収書等をお持ちください



確定申告は2月16日(水)から3月15日(火)までです。

詳しくは、幌延町役場総務課税務係(電話5-1111 内線142・143)まで、気軽にご相談下さい。